

# 在外公館の整備方針

平成26年8月  
外務省

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増し、外交課題が多様化する中、「地球儀を俯瞰する外交」を推進して活発な首脳外交を展開し、力強い経済外交と積極的平和主義を推進する必要がある。特に、戦略的対外発信、経済外交の推進、「世界全体の利益」の推進とODAの戦略的活用等に取り組む必要があり、そのための人的体制・在外公館等の物的基盤の整備の推進を含め、総合的外交力を高めることが不可欠である。

このような情勢に加えて、本年3月から5月までにかけて行われた自民党外交再生戦略会議における外交力強化に向けた議論及び「中間とりまとめ」を踏まえ、外交実施体制の飛躍的な拡充を図るため、今後の在外公館の整備に関しては以下の方針で取り組むこととする。

## 1 整備方針

### (1) 在外公館数

現在、我が国が承認している国が194か国であるのに対し、大使館を設置している国は139か国(平成26年度末)にとどまっている。我が国が国際社会の中で存在感を維持し、国益をしっかりと確保していくためには、自民党外交再生戦略会議の「中間とりまとめ」でも確認されたとおり、他の主要国並みの外交実施体制、具体的には平成19年に自民党外交力強化に関する特命委員会の下で作成された「外交力強化へのアクション・プラン10」で掲げられた150大使館体制の実現を目指し、定員の増強と合わせ、必要な大使館・総領事館の設置を加速化する必要がある。

### (2) 人的体制の強化

在外公館の新設は、そこに配置される人員の確保と足並みを揃えて進めることが不可欠であり、在外公館の整備の進捗に見合った定員の増強を確保する。

### (3) 在外公館施設・警備体制の強化

在外公館は、他国において我が国を代表する機関であり、有事の際には在留邦人保護のための最後の砦となる施設である。対外発信及び日本企業支援の拠点として、また、日本の顔としてふさわしい施設とするべく整備・施設の拡充及び警備体制の強化を図る。

## 2 在外公館の新設基準

### (1) 大使館の新設基準

大使館の新設にあたっては、二国間の貿易量・投資量や在留邦人数・進出企業数といった定量的に測ることのできる指標を勘案しつつ、その時々国際情勢や国・各地域の動きを注視しながら、以下の要素等を含め、二国間関係の重要性に鑑み総合的に判断する。

ア 安全保障・戦略的対外発信上の重要性

我が国の安全保障上重要な立地にある国や、我が国の主張を戦略的に対外発信する際の対象として効果が大きいと考えられる国を重視する。

イ 資源獲得を含む経済上の利益

資源・エネルギーや食料確保に向けた国際競争が厳しさを増す中で、それらの安定供給を確保するという観点からも積極的に経済外交を推進していく必要性が高まっていること等を踏まえ、経済関係深化の潜在性の高い大使館未設置国を重視する。

ウ 邦人保護及び日本企業支援

海外在留邦人数及び短期滞在者数が年々増加傾向にあり、現地で活動する邦人や日本企業への大使館による支援のニーズが高まっていることを踏まえ、邦人保護及び日本企業支援の必要性が高い大使館未設置国を重視する。

エ 国際社会における我が国への支持獲得に向けた当該国の国際社会での位置付け

国際場裡において我が国への支持を獲得するために、地域共同体の核となる国を含め、国際場裏において影響力の大きい大使館未設置国を重視する。

オ 主要国等の公館設置状況・先方在京大使館の有無

他の主要国の大使館設置状況を十分に勘案するとともに、在京大使館を有する国からの要望には十分配慮する。

## (2) 総領事館の新設基準

総領事館の新設にあたっては、海外在留邦人数及び短期滞在者数が年々増加傾向にある中、在留邦人保護、日本企業支援及び戦略的対外発信強化の観点から、以下の要素等を含め総合的に勘案して判断する。

ア 在留邦人・日系人数

イ 日本企業数

ウ 拠点としての重要性（独立行政法人等政府系機関との連携）

エ 他の在外公館との遠隔性（特に、既に所在する我が方大使館との距離）

オ 主要国等の公館設置状況

(了)